

学校徴収金等の管理の不備及び未活用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育委員会事務局 施設財務課</p>	<p>1 団体徴収金の一環である安全互助会や災害対策基金について、平成26年5月31日現在、見直しが行われていない学校が18校（約47百万円）、名称変更等は行ったものの教育活動への有効利用などが行われずに残っている学校が12校（約34百万円）存在している。</p> <p>2 学校徴収金の精算は、生徒の卒業や転退学時に行い、残金がある場合は返還するものとされているが、精算が行われていない学校が平成26年5月31日現在、170校（分校を含む）のうち14校（約22百万円）存在する。</p> <p>3 学校徴収金の精算・未納金・未返還金の対応については、校長・准校長が学校経営を推進する上で、そのマネジメントをサポートするため、平成25年12月に府教育委員会で作成された「校務のチェックリスト&ナビゲーション」の中で、会計事務（私費会計）関係欄に記載があり、チェック項目を確認することにより取組を円滑に進めることとしているが、学校徴収金等取扱マニュアルには精算・未納金について記載がなく、未返還金については、個人別の確認資料について記載がない。 なお、未納金は、平成26年5月31日現在で170校（分校を含む）のうち、122校（約136百万円。修学旅行積立金を含む。）、未返還金（未精算金を含む。）は、55校（約64百万円）で存在する。</p> <p>【平成19年度監査結果（委員意見）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動に際して生徒災害を救援する相互扶助として、見舞金、弔慰金、救援活動費用等の給付等を行うことを目的に設置されたが、活動実績が少なく、民間の旅行保険の充実などにより代替されつつあることから、これらの整理を含め一定の考え方を示し、適切に各学校を指導するよう平成19年度に監査結果を出した。 教育委員会事務局においては、校長等に対し見直しを依頼している（平成22年9月22日） <p>【校務のチェックリスト&ナビゲーションのチェック項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未納金について、個人別の未納額等が確認できる資料を作成している。また、納入状況を納入月毎に把握している。 未納者に対して書面による督促、電話連絡、家庭訪問などを行い、計画的に債権回収を行っている。 未返還金について、個人別の未払額等が確認できる資料が作成されている。また、随時、返金の状況を把握している。 卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。 	<p>学校安全互助会や災害対策基金について見直し等が実施されていない学校に対して、早期の見直し完了に向けて、改めて指導を徹底されたい。 精算が行われていない学校に対し、早急に精算を行うよう指導を徹底されるとともに、今後、各校の精算状況を的確に把握する仕組みを構築されたい。また、精算・未納金・未返還金の対応について、学校徴収金等取扱マニュアルにも明記されたい。</p>	<p>学校安全互助会等会計については、各府立学校長等に対して見直しの推進について文書通知（平成26年11月10日付）するとともに、見直し等が実施されていない学校に対し、定期的実施している査察において、上記会計の保有額の有効活用を図るよう指導を徹底した。 学校徴収金の精算状況の把握については、毎月の状況を把握できるよう学校から3か月に一度提出される「学校徴収金等残高確認報告書」に加え、毎月学校で作成している「収支計算書」の写しの提出を併せて求めることとした。 精算・未納金・未返還金の対応について「学校徴収金等取扱マニュアル」（平成29年4月改訂）に明記し、マニュアルに基づき事務処理を行うよう指導を徹底した。 今後も、同マニュアルに基づき各学校が精算等の事務を適切に行うよう各学校の実情を踏まえて指導を継続していく。</p>